

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

内閣

附

日本遞信省及獨逸郵政省間ニ締結セ  
ル小包郵便物交換約定

右謹テ上奏シ恭シク  
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ  
レシコトヲ請フ

明治二十七年六月二十三日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

日本遞信省及獨逸郵政省間ニ締結セ  
 ル小色郵便物交換約定  
 日本遞信大臣及獨逸郵政長官ハ日本獨  
 逸間小色郵便物ノ交換業務開設ニ關シ  
 左ノ條項ヲ約定ス  
 第一條  
 日本及獨逸兩郵政廳間ニ小色郵便物ノ  
 交換業務ヲ開設シ兩國相互ニ小色郵便  
 物ノ發送ヲナスヘシ但價額表記ノ小色

ハ之ヲ發送スルコトヲ得ス

第二條

小色郵便物ノ大サ及重量ハ左ノ制限ヲ  
超過スルコトヲ得ス

大サ 幅 高

六十センチメートル

重量

五キログラム

第三條

兩郵政廳ノ間ニ交換スル小色郵便物ノ  
海運ニハ獨逸郵政廳ニ於テハ日本獨逸  
間定期航海ノ北獨逸ロイドノ汽船ヲ使

用スヘシ

第四條

第一 小色郵便物ノ郵便料ハ差出人ニ  
於テ之ヲ前納スヘシ

第二 日本ヨリ獨逸ニ竝ニ獨逸ヨリ日  
本ニ送達スル小色郵便物一箇ノ郵便

料ハ其ノ重量ノ輕重ニ拘ラス左ノ料  
金分割額ヲ合算シタルモノトス

一 獨逸領收分

五十サンキーム

一 海上遞送料

三「フランク」

一日本領收分

二「フランク」

合計

五「フランク」五十「サンチム」

第三

西郵政廳ハ前記ノ割合ニ依リ各

其ノ領收スヘキ分ヲ受領スヘシ

第五條

第一

小色郵便物ノ差出人ハ二十五「サ

ンチム」以内ノ料金ヲ前納スルトキ

ハ其ノ到達證ヲ受領スルコトヲ得

第二

此ノ料金ハ全部差立國郵政廳ノ

收入ニ歸スルモノトス

第六條

名宛國ハ小色郵便物ノ配達料及税関ニ

於ケル諸手續執行料トシテ一箇ニ付合

計二十五「サンチム」以内ノ料金ヲ名宛人

ヨリ徴收スルコトヲ得

第七條

郵便手数料ニ對スル兩國貨幣ノ相當金

額ハ本約定第十九條ニ所謂實施細目規

則ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第八條

第一 名宛國ニ於テ名宛人ニ配達スル  
 コト能ハサル小色郵便物ハ差立國ニ  
 返送シ其ノ郵便手数料ハ總テ差出人  
 ヲリ徴収スヘシ  
 第二 該小色ヲ差出人ニ還付シ能ハサ  
 ルトキハ之ヲ返送シタル國ニ其ノ旨  
 ヲ通報スヘシ此ノ場合ニ於テハ郵便  
 手数料ハ兩國政府互ニ之ヲ計算セス  
 第九條  
 西郵政廳ハ第四條第五條及第六條ニ規

定セルモノ、外小色郵便物ニ關シ郵便  
 手数料ヲ徴収スルコトヲ得ス

第十條

信書若クハ通信文ノ性質ヲ有スル書類  
 又ハ税關ニ關スル法令若クハ其ノ他ノ  
 法令ヲ以テ遞送ヲ許サ、ル物品ヲ包有  
 スル小包ハ郵便ニ依リ之ヲ發送スルヲ  
 禁ス

第十一條

第一 小包郵便物ハ關稅徵收ノ爲メ稅

関ノ検査又ハ開包ヲ受クヘシ  
第二 名宛國ニ於テ支拂フヘキ関税ハ  
名宛人ヨリ之ヲ徴收スヘシ

第十二條

第一 名宛人ニ於テ小包郵便物ニ課  
スヘキ関税及料金ノ納付ヲ拒ム  
トキハ其ノ郵便物ヲ受領スルコ  
トヲ得ス

第二 前項ノ規定ハ配達ヲナスコト能  
ハスシテ差出人ニ還付ノ爲メ返送セ

ラレタル小包郵便物ニ付テモ亦之ヲ  
適用ス

第十三條

第一 小包郵便物ノ亡失又ハ毀損ニ對  
シ差出人又ハ差出人不在ナルトキ若  
クハ差出人ノ請求アルトキハ名宛人  
ヨリ其ノ亡失又ハ毀損セシ實額ニ相  
當スル賠償ヲ請求スルコトヲ得但其  
ノ賠償ハ小包ノ重量三キログラム迄  
ハ十五フランク三キログラム以上ハ

二十五「アラシク」ヲ超過スルコトヲ得  
ス亡失シタル小色ノ差出人ハ尚其ノ  
發送費ノ返還ヲ請求スルコトヲ得  
第二 左ノ場合ニ於ケル損害ニ對シテ  
ハ賠償ノ責ナシ  
一 不可抗力ニ因ルトキ  
二 物品自己ノ性質又ハ差出人自己  
ノ不注意ニ因ルトキ

第十四條

第一 賠償金支拂ノ義務ハ差立局ヲ管

理スル郵政廳之ヲ負擔ス但名宛國郵  
政廳ノ管掌中ニ於テ亡失又ハ毀損ノ  
事實ヲ生シタルモノナルトキハ差立  
國郵政廳ヨリ名宛國郵政廳ニ對シ更  
ニ要償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二 小色郵便物ヲ異議ナク受領シタ

ル後之ヲ名宛人ニ交付シタルコト若  
クハ一方ノ郵政廳へ正當ニ交付シタ  
ルコトヲ證明スル能ハサル郵政廳ハ  
及對テ證明スル迄ハ責任ヲ有スルモ

ノトス

第三 差立國郵政廳ハ成ルヘク速ニ賠償金ヲ支拂フヘシ遅クモ賠償請求ノ日ヨリ起算シ一箇年ヲ超過スヘカラス名宛國郵政廳ニ於テ責任ヲ有スルトキハ差立國郵政廳ニ對シ速ニ其ノ賠償金額ヲ還付スヘシ

第十五條

郵政廳ハ受取權利者ニ於テ小包郵便物ヲ受領セシ後ハ其ノ責ヲ免ル、モノト

ス

第十六條

賠償ノ請求ハ小包ヲ差出シタル日ヨリ起算シ一年以内ニ限り之ヲ受理ス此ノ期限經過ノ後ハ差出人ハ何等ノ賠償ヲモ請求スルコトヲ得ス

第十七條

各郵政廳ハ小包郵便物ノ交換業務ヲ停止スルヲ以テ相當ナリト認ムル非常ノ場合ニ於テハ一時其ノ全部又ハ一部ヲ



停止スルコトヲ得但此ノ場合ニ於テハ  
直ニ他ノ郵政廳ニ通知スヘシ

第十八條

此ノ約定中明文ナキ事項ニ就テハ兩國  
ノ内國小包郵便事務ニ關スル諸規則ノ  
適用ヲ妨ケス

第十九條

本約定ノ實行ヲ確保スル爲ニ要用ナル  
實施細目規則ハ別ニ日本遞信省及獨逸  
郵政省之ヲ定ムルモノトス

第二十條

本約定ハ 年 月 日ヨリ實行シ  
左ノ場合ニ於テ其ノ効力ヲ失フモノト  
ス

第一 兩郵政廳ノ一方ヨリ一箇年前

ニ解約ノ通知ヲナシタルトキ

第二 日本帝國政府カ萬國郵便小包

交換條約ニ加入シ之ヲ實施シタ

ルトキ

本書ニ通テ調製ス

東京  
伯林

年 年  
月 月  
日 日

文武官ヲ除クノ外日本臣民管轄地方  
廳ノ許可ナクシテ朝鮮國ニ渡航スル  
コトヲ禁スルノ件

右謹テ上奏シ恭ニク  
聖裁ヲ仰キ候セラ  
樞密院ノ議ニ  
附セラレシコトヲ請フ

明治二十七年七月三十一日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文